

結婚・子育て支援信託 受益者さま、親権者さま
およびご検討中のお客さま

三菱 UFJ 信託銀行株式会社
事務管理部

税制改正に伴う現行税制での結婚・子育て支援信託の受付期限について

拝啓 いつも格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年4月1日からの税制改正に伴い、現行税制での結婚・子育て支援信託の受付期限は下記のとおりとなります。

現在ご契約中のお客さま、ご検討中のお客さまにおかれましては、お早めにお手続きいただきますようお願いいたします。

敬具

記

【新規口座開設および追加入金】

受付方法	受付期限
店頭	2019年3月29日(金) 期末最終日※1
郵送	2019年3月29日(金) <u>当社必着</u> ※2

※1 混み合うことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来店いただきますようお願いいたします。

※2 「消印有効」ではありません。

なお、受付期限までにご資金が当社に入金されていない場合や、関係書類の委託者さま、受益者さまのご記入、ご捺印等に不備のあった場合は、現行税制で受付できない可能性もございますので、あらかじめご了承ください。



ご注意ください点

2019年4月1日以降の新規口座開設および追加入金は以下の税制が適用されますのでご注意ください。

新規契約時（追加信託を含む）の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は新規契約（追加信託を含む）ができなくなります。

ホームページ

<https://www.tr.mufg.jp/shisan/kekkonkosodate/>

おもい つなごう

お問い合わせフリーダイヤル



0120-061-275

平日9:00～17:00